

(参考)消費税率及び地方消費税率の引上げについて

- ①消費税については、平成26年4月1日より5%（うち地方分1%）から8%（同1.7%）に引上げ※
- ②地方税法の規定に基づき、本市においても、引上げ分の地方消費税収（約14億円）はすべて社会保障施策に要する経費（約129億円）に充当

※ 消費税増税を柱とする社会保障・税一体改革関連法（平成24年8月成立）

<地方消費税率引上げの概要>

- ◆引上げ分の地方消費税収については、「社会保障4経費（年金、医療及び介護の社会福祉給付並びに少子化に対処するための施策）」その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策）に要する経費に充当（地方税法第72条の116）

[地方消費税率] 平成26年4月 1% → 1.7%

平成29年度決算額

<歳入>	引上げ分の地方消費税収（地方消費税交付金）	・ ・ ・	1,438,432千円
<歳出>	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	・ ・ ・	12,933,588千円（一般財源分）

<拡充した主な市の社会保障施策（H28→H29）>

- ◆保育所等の定員拡大 3,174人→3,282人（+108人、0～2歳児は+102人）[新規6か所]
- ◆ひとり親家庭・生活困窮者等への学習支援

平成29年度決算における社会保障4経費その他社会保障施策の要する経費

※民生費及び衛生費（環境経費を除く）の各事業のうち職員人件費及び各課の一般事務費を除く

単位：千円

款	項	目	経費	財源内訳	
				特定財源	一般財源
民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	6,089,491	3,737,548	2,351,943
		老人福祉費	2,539,386	438,697	2,100,689
		介護保険事業費	2,151,330	18,383	2,132,947
		その他	236,704	15,504	221,200
	児童福祉費	児童福祉総務費	1,133,399	355,555	777,844
		児童措置費	8,157,438	5,715,617	2,441,821
		保育所費	650,601	217,067	433,534
		青少年育成費	417,953	248,939	169,014
		その他	228,767	88,688	140,079
	生活保護費	扶助費	3,743,592	2,647,008	1,096,584
		その他	11,889	515	11,374
衛生費	保健衛生費	予防費	792,107	22,272	769,835
		保健費	198,650	15,101	183,549
		その他	207,562	104,387	103,175
合		計	26,558,869	13,625,281	12,933,588